

【令和6年度改定】

福島県土木部 土木工事標準積算基準

新旧対照表

土木工事標準積算基準（令和7年1月20日改定）新旧対照表

頁	新	旧
<p>第I編 第2章 工事費の積算</p> <p>I-2-①-1 (①11)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費</p> <p>1. 材料費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 数量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。 (2) 価格 価格は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。</p> <p>2. 歩掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。 なお、単価等については「1材料費」、「3労務費」及び「4直接経費」によるものとする。</p> <p>3. 労務費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。 (2) 労務賃金 労務賃金は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。</p> <p>4. 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。 (1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。 (2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。 (3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p>5. 諸雑費及び端数処理 (1) 諸雑費 1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 2) 単価表 (イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） <u>単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</u> (ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） <u>単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</u> (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p style="text-align: center;">I-2-①-1</p> <p style="text-align: right;">① 11</p>	<p style="text-align: center;">第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費</p> <p>1. 材料費 材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 数量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。 (2) 価格 価格は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。</p> <p>2. 歩掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。 なお、単価等については「1材料費」、「3労務費」及び「4直接経費」によるものとする。</p> <p>3. 労務費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。 (1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。 <u>算式により算出される所要人数は小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。</u> (2) 労務賃金 労務賃金は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。</p> <p>4. 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。 (1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。 (2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。 (3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p>5. 諸雑費及び端数処理 (1) 諸雑費 1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 2) 単価表 (イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） <u>単価表の合計金額は、原則として各単価表に示す単位当り単価とし、諸雑費率による端数処理は行わない。</u> (ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） <u>単位数量当たりの単価表の合計金額が、単位数量が1及び10の場合は10円単位となるよう5～14円の端数を、単位数量が100の場合は100円単位となるよう50～149円の端数を、単位数量が1,000の場合は1,000円単位となるよう500～1,499円の端数を計上する。</u> (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p style="text-align: center;">I-2-①-1</p> <p style="text-align: right;">① 11</p>

土木工事標準積算基準（令和7年1月20日改定）新旧対照表

頁	新	旧
<p>第I編 第2章 工事費の積算</p> <p>I-2-①-2 (①12)</p>	<p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円までとする。</p> <p>2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。</p> <p>3) 冬期歩掛補正（第I編第2章③.(8)）や時間的制約を受ける場合（第I編第7章①）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1円未満を切捨てし、1円までとする。</p> <p>4) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</p> <p>5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</p> <p>6) 工事価格は10,000円単位とする。工事価格の 10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>① 12</p> <p>I-2-①-2</p>	<p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>2) 冬期歩掛補正（第I編第2章③.(8)）や時間的制約を受ける場合（第I編第7章①）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1の位を四捨五入し10円単位とする。</p> <p>3) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</p> <p>4) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</p> <p>5) 工事価格は10,000円単位とする。工事価格の 10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>① 12</p> <p>I-2-①-2</p> <p>令和6年11月15日以降起工適用</p>

土木工事標準積算基準（令和7年1月20日改定）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																		
<p>第I編 第2章 工事費の積算</p> <p>I-2-②-34 (①46)</p>	<p>(8) 冬期歩掛補正基準</p> <p>1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、工期が11月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある工事で、かつ12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を超える工事について補正の対象とする。ただし、下記工種については適用しないものとする。</p> <p>イ. 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事、または、冬期施工が前提となっている非補正工事と補正対象屋外工事を混合して発注する場合は、主体工事が屋外工事となる場合を除き補正しないものとする。</p> <p>ロ. 除雪、排雪、コンクリート防寒養生、その他屋外作業であっても、冬期条件下で施工することが前提となっている工事。</p> <p>2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊条件に対し必要となる保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算するものとする。</p> <p>なお、機械作業については、運転手の労務費についてのみ補正するものとする。</p> <p>3) 歩掛の補正は、表3.2地域区分一覧表の4級地に対して期間別に次表の冬期補正率により行うものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工期末 工期始</th> <th colspan="5">冬期補正率(%)</th> </tr> <tr> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。ただし、繰り越しにより工期に延伸が生じて、施工工期が4月以降となった場合は3月31日迄の出来高に対して補正するものとし、施工時期が3月31日を超える出来高については、補正しないこととする。</p> <p>なお、補正することが著しく不適当な場合については、この限りではない。</p> <p>5) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設が主体工事となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をするものとする。</p> <p>6) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始から屋外作業の終了日までとする。</p> <p>7) 歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出し、積算するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">冬期補正設計労務単価＝基本設計労務単価×(1+冬期補正率)</p> <p>8) 冬期屋外工事の歩掛補正については、国庫債務負担工事及び発注前に翌債手続きを終了し、発注時点より工期が翌年度に繰り越す工事には適用しないものとする。</p>	工期末 工期始	冬期補正率(%)					11月	12月	1月	2月	3月	11月	0	0	2	2	2	12月	—	2	3	3	2	1月	—	—	4	4	2	2月	—	—	—	3	2	3月	—	—	—	—	0	<p>(8) 冬期歩掛補正基準</p> <p>1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、工期が11月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある工事で、かつ12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を超える工事について補正の対象とする。ただし、下記工種については適用しないものとする。</p> <p>イ. 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事、または、冬期施工が前提となっている非補正工事と補正対象屋外工事を混合して発注する場合は、主体工事が屋外工事となる場合を除き補正しないものとする。</p> <p>ロ. 除雪、排雪、コンクリート防寒養生、その他屋外作業であっても、冬期条件下で施工することが前提となっている工事。</p> <p>2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊条件に対し必要となる保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算するものとする。</p> <p>なお、機械作業については、運転手の労務費についてのみ補正するものとする。</p> <p>3) 歩掛の補正は、表3.2地域区分一覧表の4級地に対して期間別に次表の冬期補正率により行うものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工期末 工期始</th> <th colspan="5">冬期補正率(%)</th> </tr> <tr> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。ただし、繰り越しにより工期に延伸が生じて、施工工期が4月以降となった場合は3月31日迄の出来高に対して補正するものとし、施工時期が3月31日を超える出来高については、補正しないこととする。</p> <p>なお、補正することが著しく不適当な場合については、この限りではない。</p> <p>5) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設が主体工事となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をするものとする。</p> <p>6) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始から屋外作業の終了日までとする。</p> <p>7) 歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出し、積算するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">冬期補正設計労務単価＝基本設計労務単価×(1+冬期補正率)</p> <p style="margin-left: 20px;">冬期補正設計労務単価は、1の位を四捨五入し10円単位とする。</p> <p>8) 冬期屋外工事の歩掛補正については、国庫債務負担工事及び発注前に翌債手続きを終了し、発注時点より工期が翌年度に繰り越す工事には適用しないものとする。</p>	工期末 工期始	冬期補正率(%)					11月	12月	1月	2月	3月	11月	0	0	2	2	2	12月	—	2	3	3	2	1月	—	—	4	4	2	2月	—	—	—	3	2	3月	—	—	—	—	0
工期末 工期始	冬期補正率(%)																																																																																			
	11月	12月	1月	2月	3月																																																																															
11月	0	0	2	2	2																																																																															
12月	—	2	3	3	2																																																																															
1月	—	—	4	4	2																																																																															
2月	—	—	—	3	2																																																																															
3月	—	—	—	—	0																																																																															
工期末 工期始	冬期補正率(%)																																																																																			
	11月	12月	1月	2月	3月																																																																															
11月	0	0	2	2	2																																																																															
12月	—	2	3	3	2																																																																															
1月	—	—	4	4	2																																																																															
2月	—	—	—	3	2																																																																															
3月	—	—	—	—	0																																																																															
① 46	I-2-②-34	① 46 I-2-②-34																																																																																		

土木工事標準積算基準（令和7年1月20日改定）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																										
<p>第Ⅶ編第6章 ④ 広幅鋼矢板の引抜き</p> <p style="text-align: center;">Ⅶ-6-④-2 (③238)</p>	<p>3-2 付属機械 パイプロハンマの付属機械の機種、規格は、次表を標準とするが現場条件によりこれにより難しい場合は、別途考慮することができる。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 付属機械の機種、規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">パイプロハンマ規格 機種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">電動式パイプロハンマ</th> <th style="text-align: center;">油 圧 式 パイプロハンマ</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">45kW</th> <th style="text-align: center;">60kW</th> <th style="text-align: center;">191kW (260PS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">クローラークレーン（油圧ロープ式）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">排出ガス対策型（第1次基準値）40t吊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ラフテレーンクレーン（油圧式）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発動発電機 ディーゼルエンジン駆動</td> <td style="text-align: center;">150kVA</td> <td style="text-align: center;">200kVA</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ラフテレーンクレーンは、小運搬用として次の場合のみ計上する。 ① 施工場所から30m以内のところに矢板置場を設けることができない場合。 ② 作業場所が狭小で、民家その他施設、構造物などを破損または危険にさらすおそれのある場合。 2. 小運搬用ラフテレーンクレーンは、賃料とする。 3. 発動発電機を標準とする。商用電源を使用する場合は、発動発電機は計上しない。 4. 電気溶接機が必要な場合、別途計上する。</p> <p>4. 編 成 人 員 広幅鋼矢板の引抜き作業の編成人員は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 引抜きの編成人員 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">土木一般世話役</th> <th style="text-align: center;">と び 工</th> <th style="text-align: center;">普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">編 成 人 員</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 日当り施工枚数 5-1 引抜き作業 広幅鋼矢板の1日当り引抜き枚数(N)は表5.1による。</p> <p style="text-align: center;">表5.1 日当り施工枚数(Ⅱw, Ⅲw型)(N) (枚/日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">引抜き長(m)</th> <th style="text-align: center;">2以下</th> <th style="text-align: center;">4以下</th> <th style="text-align: center;">6以下</th> <th style="text-align: center;">8以下</th> <th style="text-align: center;">10以下</th> <th style="text-align: center;">13以下</th> <th style="text-align: center;">16以下</th> <th style="text-align: center;">20以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">引抜き枚数(枚/日)</td> <td style="text-align: center;">83</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">③ 238</p> <p style="text-align: center;">Ⅶ-6-④-2</p>	パイプロハンマ規格 機種	電動式パイプロハンマ		油 圧 式 パイプロハンマ	45kW	60kW	191kW (260PS)	クローラークレーン（油圧ロープ式）	排出ガス対策型（第1次基準値）40t吊			ラフテレーンクレーン（油圧式）	排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊			発動発電機 ディーゼルエンジン駆動	150kVA	200kVA	/	職 種	土木一般世話役	と び 工	普通作業員	編 成 人 員	1	2	1	引抜き長(m)	2以下	4以下	6以下	8以下	10以下	13以下	16以下	20以下	引抜き枚数(枚/日)	83	69	52	46	38	35	30	24	<p>3-2 付属機械 パイプロハンマの付属機械の機種、規格は、次表を標準とするが現場条件によりこれにより難しい場合は、別途考慮することができる。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 付属機械の機種、規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">パイプロハンマ規格 機種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">電動式パイプロハンマ</th> <th style="text-align: center;">油 圧 式 パイプロハンマ</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">45kW</th> <th style="text-align: center;">60kW</th> <th style="text-align: center;">162kW (220PS)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">クローラークレーン（油圧ロープ式）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">排出ガス対策型（第1次基準値）40t吊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ラフテレーンクレーン（油圧式）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発動発電機 ディーゼルエンジン駆動</td> <td style="text-align: center;">150kVA</td> <td style="text-align: center;">2000kVA</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ラフテレーンクレーンは、小運搬用として次の場合のみ計上する。 ① 施工場所から30m以内のところに矢板置場を設けることができない場合。 ② 作業場所が狭小で、民家その他施設、構造物などを破損または危険にさらすおそれのある場合。 2. 小運搬用ラフテレーンクレーンは、賃料とする。 3. 発動発電機を標準とする。商用電源を使用する場合は、発動発電機は計上しない。 4. 電気溶接機が必要な場合、別途計上する。</p> <p>4. 編 成 人 員 広幅鋼矢板の引抜き作業の編成人員は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 引抜きの編成人員 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">土木一般世話役</th> <th style="text-align: center;">と び 工</th> <th style="text-align: center;">普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">編 成 人 員</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 日当り施工枚数 5-1 引抜き作業 広幅鋼矢板の1日当り引抜き枚数(N)は表5.1による。</p> <p style="text-align: center;">表5.1 日当り施工枚数(Ⅱw, Ⅲw型)(N) (枚/日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">引抜き長(m)</th> <th style="text-align: center;">2以下</th> <th style="text-align: center;">4以下</th> <th style="text-align: center;">6以下</th> <th style="text-align: center;">8以下</th> <th style="text-align: center;">10以下</th> <th style="text-align: center;">13以下</th> <th style="text-align: center;">16以下</th> <th style="text-align: center;">20以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">引抜き枚数(枚/日)</td> <td style="text-align: center;">83</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">③ 238</p> <p style="text-align: center;">Ⅶ-6-④-2</p>	パイプロハンマ規格 機種	電動式パイプロハンマ		油 圧 式 パイプロハンマ	45kW	60kW	162kW (220PS)	クローラークレーン（油圧ロープ式）	排出ガス対策型（第1次基準値）40t吊			ラフテレーンクレーン（油圧式）	排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊			発動発電機 ディーゼルエンジン駆動	150kVA	2000kVA	/	職 種	土木一般世話役	と び 工	普通作業員	編 成 人 員	1	2	1	引抜き長(m)	2以下	4以下	6以下	8以下	10以下	13以下	16以下	20以下	引抜き枚数(枚/日)	83	69	52	46	38	35	30	24
パイプロハンマ規格 機種	電動式パイプロハンマ		油 圧 式 パイプロハンマ																																																																																									
	45kW	60kW	191kW (260PS)																																																																																									
クローラークレーン（油圧ロープ式）	排出ガス対策型（第1次基準値）40t吊																																																																																											
ラフテレーンクレーン（油圧式）	排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊																																																																																											
発動発電機 ディーゼルエンジン駆動	150kVA	200kVA	/																																																																																									
職 種	土木一般世話役	と び 工	普通作業員																																																																																									
編 成 人 員	1	2	1																																																																																									
引抜き長(m)	2以下	4以下	6以下	8以下	10以下	13以下	16以下	20以下																																																																																				
引抜き枚数(枚/日)	83	69	52	46	38	35	30	24																																																																																				
パイプロハンマ規格 機種	電動式パイプロハンマ		油 圧 式 パイプロハンマ																																																																																									
	45kW	60kW	162kW (220PS)																																																																																									
クローラークレーン（油圧ロープ式）	排出ガス対策型（第1次基準値）40t吊																																																																																											
ラフテレーンクレーン（油圧式）	排出ガス対策型（第1次基準値）油圧伸縮ジブ型25t吊																																																																																											
発動発電機 ディーゼルエンジン駆動	150kVA	2000kVA	/																																																																																									
職 種	土木一般世話役	と び 工	普通作業員																																																																																									
編 成 人 員	1	2	1																																																																																									
引抜き長(m)	2以下	4以下	6以下	8以下	10以下	13以下	16以下	20以下																																																																																				
引抜き枚数(枚/日)	83	69	52	46	38	35	30	24																																																																																				

土木工事標準積算基準（令和7年1月20日改定）新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																										
<p>第Ⅶ編第6章 ④ 広幅鋼矢板の引抜き</p> <p>VII-6-④-3 (③239)</p>	<p>6. 単 価 表</p> <p>(1) パイプロハンマ杭打機による広幅鋼矢板引抜き10枚当り単価表 コード番号 S 5670</p> <p style="text-align: center;">(矢板引抜き長〇〇m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>$\frac{10}{N} \times 1$</td> <td>表4.1</td> </tr> <tr> <td>と び 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N} \times 2$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N} \times 1$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマ杭打機運転</td> <td></td> <td>日</td> <td>$\frac{10}{N}$</td> <td>ペースマシン+パイプロハンマ</td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機 運 転</td> <td></td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N}$</td> <td>3-2 必要に応じて計上</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃料</td> <td>排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型25t</td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N}$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) N: 日当り施工数量 (枚/日)</p> <p>(2) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適 用 単 価 表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動式パイプロハンマ杭打機</td> <td>45kW 60kW</td> <td>機-20</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→66 (40t吊) 機械損料1名称, →電動式パイプロハンマ 45kW, 60kW 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18</td> </tr> <tr> <td>油圧式パイプロハンマ杭打機</td> <td><u>191kW</u> (260PS)</td> <td>機-20</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→372 (40t吊) 機械損料1名称, →油圧式パイプロハンマ <u>191kW (260PS)</u> 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18</td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエ ンジン駆動 150kVA 200kVA</td> <td>機-24</td> <td>燃料消費量→138 (150kVA) 201 (200kVA) 機械損料数量→1.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 電動式パイプロハンマで, 商用電力を用いる場合 84kWh/日 (45kW) 108kWh/日 (60kW)</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表4.1	と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃	普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃	パイプロハンマ杭打機運転		日	$\frac{10}{N}$	ペースマシン+パイプロハンマ	発 動 発 電 機 運 転		〃	$\frac{10}{N}$	3-2 必要に応じて計上	ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型25t	〃	$\frac{10}{N}$	〃	諸 雑 費		式	1		計					機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項	電動式パイプロハンマ杭打機	45kW 60kW	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→66 (40t吊) 機械損料1名称, →電動式パイプロハンマ 45kW, 60kW 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18	油圧式パイプロハンマ杭打機	<u>191kW</u> (260PS)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→372 (40t吊) 機械損料1名称, →油圧式パイプロハンマ <u>191kW (260PS)</u> 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18	発 動 発 電 機	ディーゼルエ ンジン駆動 150kVA 200kVA	機-24	燃料消費量→138 (150kVA) 201 (200kVA) 機械損料数量→1.18	<p>6. 単 価 表</p> <p>(1) パイプロハンマ杭打機による広幅鋼矢板引抜き10枚当り単価表 コード番号 S 5670</p> <p style="text-align: center;">(矢板引抜き長〇〇m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>$\frac{10}{N} \times 1$</td> <td>表4.1</td> </tr> <tr> <td>と び 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N} \times 2$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N} \times 1$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマ杭打機運転</td> <td></td> <td>日</td> <td>$\frac{10}{N}$</td> <td>ペースマシン+パイプロハンマ</td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機 運 転</td> <td></td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N}$</td> <td>3-2 必要に応じて計上</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン賃料</td> <td>排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型25t</td> <td>〃</td> <td>$\frac{10}{N}$</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) N: 日当り施工数量 (枚/日)</p> <p>(2) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適 用 単 価 表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動式パイプロハンマ杭打機</td> <td>45kW 60kW</td> <td>機-20</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→66 (40t吊) 機械損料1名称, →電動式パイプロハンマ 45kW, 60kW 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18</td> </tr> <tr> <td>油圧式パイプロハンマ杭打機</td> <td><u>162kW</u> (220PS)</td> <td>機-20</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→372 (40t吊) 機械損料1名称, →油圧式パイプロハンマ <u>162kW (220PS)</u> 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18</td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエ ンジン駆動 150kVA 200kVA</td> <td>機-24</td> <td>燃料消費量→138 (150kVA) 201 (200kVA) 機械損料数量→1.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 電動式パイプロハンマで, 商用電力を用いる場合 84kWh/日 (45kW) 108kWh/日 (60kW)</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表4.1	と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃	普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃	パイプロハンマ杭打機運転		日	$\frac{10}{N}$	ペースマシン+パイプロハンマ	発 動 発 電 機 運 転		〃	$\frac{10}{N}$	3-2 必要に応じて計上	ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型25t	〃	$\frac{10}{N}$	〃	諸 雑 費		式	1		計					機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項	電動式パイプロハンマ杭打機	45kW 60kW	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→66 (40t吊) 機械損料1名称, →電動式パイプロハンマ 45kW, 60kW 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18	油圧式パイプロハンマ杭打機	<u>162kW</u> (220PS)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→372 (40t吊) 機械損料1名称, →油圧式パイプロハンマ <u>162kW (220PS)</u> 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18	発 動 発 電 機	ディーゼルエ ンジン駆動 150kVA 200kVA	機-24	燃料消費量→138 (150kVA) 201 (200kVA) 機械損料数量→1.18
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表4.1																																																																																																																								
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃																																																																																																																								
普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃																																																																																																																								
パイプロハンマ杭打機運転		日	$\frac{10}{N}$	ペースマシン+パイプロハンマ																																																																																																																								
発 動 発 電 機 運 転		〃	$\frac{10}{N}$	3-2 必要に応じて計上																																																																																																																								
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型25t	〃	$\frac{10}{N}$	〃																																																																																																																								
諸 雑 費		式	1																																																																																																																									
計																																																																																																																												
機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項																																																																																																																									
電動式パイプロハンマ杭打機	45kW 60kW	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→66 (40t吊) 機械損料1名称, →電動式パイプロハンマ 45kW, 60kW 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18																																																																																																																									
油圧式パイプロハンマ杭打機	<u>191kW</u> (260PS)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→372 (40t吊) 機械損料1名称, →油圧式パイプロハンマ <u>191kW (260PS)</u> 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18																																																																																																																									
発 動 発 電 機	ディーゼルエ ンジン駆動 150kVA 200kVA	機-24	燃料消費量→138 (150kVA) 201 (200kVA) 機械損料数量→1.18																																																																																																																									
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																								
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表4.1																																																																																																																								
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃																																																																																																																								
普 通 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃																																																																																																																								
パイプロハンマ杭打機運転		日	$\frac{10}{N}$	ペースマシン+パイプロハンマ																																																																																																																								
発 動 発 電 機 運 転		〃	$\frac{10}{N}$	3-2 必要に応じて計上																																																																																																																								
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型25t	〃	$\frac{10}{N}$	〃																																																																																																																								
諸 雑 費		式	1																																																																																																																									
計																																																																																																																												
機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項																																																																																																																									
電動式パイプロハンマ杭打機	45kW 60kW	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→66 (40t吊) 機械損料1名称, →電動式パイプロハンマ 45kW, 60kW 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18																																																																																																																									
油圧式パイプロハンマ杭打機	<u>162kW</u> (220PS)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→372 (40t吊) 機械損料1名称, →油圧式パイプロハンマ <u>162kW (220PS)</u> 機械損料数量→1.18 機械損料2名称, →クローラクレーン (ラチスジブ) 40t吊 機械損料数量→1.18																																																																																																																									
発 動 発 電 機	ディーゼルエ ンジン駆動 150kVA 200kVA	機-24	燃料消費量→138 (150kVA) 201 (200kVA) 機械損料数量→1.18																																																																																																																									
	VII-6-④-3 ③ 239	VII-6-④-3 ③ 239																																																																																																																										